

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和6年2月21日(水)  
会議時間 9時59分開会 10時58分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明  
委員：只野敏彦、川上 均、中河つる子、深沼達生  
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、  
総務課長補佐：野々村徹、行政管理係長：岡田裕二
- 6 議 件
  - (1) 令和6年第2回町議会定例会の運営について
    - ① 予定議案等(町・議会)の説明
    - ② 審議方法等について確認
    - ③ 会期日程の確認
    - ④ 陳情、請願、意見書等について
    - ⑤ 予算審査特別委員会における資料の申出について
  - (2) 清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定、清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について
  - (3) 令和6年度町議会定例会日程(予定)について
  - (4) 議員研修の受講希望者の確認について
  - (5) 令和6年度議会運営委員会所管事業の取り組みについて
    - ① 議会報告会と町民との意見交換会について
    - ② 模擬議会について
  - (6) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

(1) 令和6年第2回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長（橋本晃明）：只今より議会運営委員会を開催する。まず、執行側より3月定例会での提出予定議案の説明をお願いします。

副町長（山本 司）：3月定例会の予定議案等について説明させていただく。議案書をご覧いただく。議案第3号については、専決処分の承認を求める議案である。内容は、一般会計補正予算第11号で、2月7日付で除雪経費として4,000万円を追加し専決処分を行ったものである。これについては、除雪回数の増加に伴い、除雪経費の予算残額が少なくなったことから追加したものである。議案第4号から第9号は、令和5年度一般会計以下6会計の補正である。議案第4号、一般会計補正予算の主なものを申し上げる。歳出、17ページ以降であるが、ほとんどが事務事業の終了見込み、または確定見込みによる事業費確定による不用額の減額がほとんどである。追加補正となるもののみ、説明させていただく。18ページ、2款1項6目企画費をご覧いただく。7節報償費は600万円の追加、11節役務費421万1千円の追加、24節積立金1,185万円の追加は、いきいきふるさとづくり寄付金、いわゆるふるさと納税であるが、2,000万円の追加を見込み、増収分に係る返礼品費用、郵送料、寄付サイト手数料、基金積立金の補正である。既定の予算額としては、2億5千万円の寄付金を予定していたけれども、今回2千万円の追加を見込んで2億7千万円の予定をしている。18節負担金、補助及び交付金176万6千円の追加については、コミュニティバス・清水帯広線バスの運行補助金額の確定によるものである。19ページにまいる。13目、災害対策費100万円の追加は、令和6年能登半島地震災害復旧支援金として、寄付を行い、被災者への支援を行うものである。3項1目、戸籍住民基本台帳費220万円の追加は、戸籍総合システムの改修委託費として、戸籍の附表にふりがなを表記するためのシステムの改修補正となる。20ページにまいる。3款1項4目障害福祉費、22節償還金、利子及び割引料10万円の追加は、自立支援給付費負担金の過年度分の額の確定に伴う返還金の補正である。21ページにまいる。11目乳幼児等医療費120万円の追加は、医療費助成の増加見込みによる補正である。同じページの下、2項1目児童福祉総務費62万8千円の追加は、保育施設の広域入所利用者の増加による給付費の補正である。23ページにまいる。中ほどの2項6目、児童療育支援費80万3千円の追加は、通所給付費の増加見込みに伴う補正である。26ページにまいる。4款2項1目清掃費75万9千円の追加は、十勝圏複合事務組合で共同処理している、ごみ処理分及びし尿処理分の負担金確

定見込みによる補正である。30ページにまいる。6款1項6目土地改良事業費118万2千円の追加は、昨年12月12日発生 of 公用車物損事故に係る示談に伴う自動車事故賠償金の補正である。2項1目林業振興費18節負担金、補助及び交付金15万9千円の追加は、北海道からの鳥獣被害防止総合対策補助金の追加交付による補助金の補正である。41ページへまいる。13款2項1目基金費は、この補正予算による調整額として1億4,467万4千円を財政調整基金等へ積み立てるものである。以上が一般会計の補正予算の主な内容である。続いて条例の新設・一部改正について説明する。条例の新設については議案10号の1件である。議案第10号については、1月12日の全員協議会で事前に説明させていただいている清水町中小企業・小規模企業振興基本条例である。これについては、本町における中小企業等の振興について町の方針を明確にし、基本的な理念を事業者や関係者、町民が共有してそれぞれが果たすべき役割を認識した上で、計画的に施策を実施していくため新規に制定するものである。続いて議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、地方自治法の一部改正により、本町の監査委員条例などについて、引用している条項があるため改正するものである。議案第12号、清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、条文の改正をするものである。議案第13号、第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例は、地方自治法の一部改正により、第1号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴い支給するよう改正するものである。議案第14号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についても、地方自治法の一部改正により、第2号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴い支給するよう改正するものである。議案第15号、清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、保育所などの運営規定、利用者負担情報などは書面で施設などに掲示することになっていたが、広くホームページなどで周知するよう改正されたことから改正するものである。議案第16号、清水町国民健康保険税条例は、国民健康保険制度の法改正により、平成30年度から都道府県が運営主体となっているが、令和12年度を目途に道内で保険税率の統一を目指している。本町では、平成20年度から税率を据え置いてきたけれども、国民健康保険基金を活用して運営してきたが、基金が0円となったことから、この度税率の改正を行うものである。議案第17号、清水町介護保険条例は、介護保険法に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額及び段階数が改正されたことに伴い改正するものである。議案第18号、19号、20号、21号の4つの議案については、いずれも関係省令の改正に伴い、引用している条文等を改正するものである。議案第22号、清水町水道事業給水条例の一部改正については、水道法が改正されたことに伴い、引用している条文を改正する

ものである。以上が条例の新設、及び一部改正になる。続いて議案第23号から議案第28号までは、令和6年度一般会計以下6会計予算の設定である。予算書のほかに、予算に関する資料を合わせて配布している。続いて、議案第29号は、損害賠償額の決定及び和解である。先程補正予算の中でも説明したけれども、昨年12月に円山牧場展望台付近で発生した、農林課所管の公用車のスリップ事故による相手車両の修理費用確定に伴う議案である。続いて、議案第30号及び議案第31号は、町道の改良整備事業完了に伴う、路線の廃止と認定の議案である。続いて、議案第32号、教育委員会教育委員の任命である。現在1期目の板橋委員が3月31日で任期満了となることから、再任の提案をさせていただく。続いて最後、議案第33号は、人権擁護委員候補者の推薦である。現在2期目の伊藤委員が6月30日で任期満了となることから、再度推薦をたく、議会の意見を求めるものである。以上、3月定例会の予定議案について説明を終わる。

委員長：議会提出分について事務局より説明願う。

議会事務局長（大尾 智）：議会提出分について説明する。委員会報告、所管事務調査を行ったので、総務産業、厚生文教から委員会報告を行う。それから、所管事務調査の申し出、各常任委員会及び議会運営委員会からの申し出を行う。陳情、請願、意見書等については、現時点で請願等は上がってきていないので、今のところ予定はない。次に、議員提出議案が1件ある。第1号ということで、清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定ということで、先日の議運、それから全員協議会でも一度説明しているけれども、最終的な案が固まったので、議員提出議案という形で議会に提出する。予定は以上である。

## ②審議方法等について確認

委員長：審議方法について確認してまいりたいと思う。新設条例は、これまで所管する委員会に付託するということを基本としており、議案第10号は総務産業常任委員会に付託することにしてよろしいか確認したいと思う。これはよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：そでから、議案第11号については、条例改正ではあるけれども、地方自治法の改正に伴っての条例の整備によるものということで、特に委員会の付託は行わないということで進めてまいりたいと思うがいかがか。

（「はい」との声あり）

委員長：続いて新年度予算及び関連条例について、会議規則と運用例第77項に基づいて、議長を除く全員による特別委員会を設置して審査を付託し、会期内審査とすることよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：新年度予算に関係しない条例の一部改正、補正予算、一般議案等については本会議審査としてよろしいか。

（「はい」との声あり）

### ③会期日程の確認

委員長：それぞれ今確認をしたとおり進めさせていただきたいと思う。会期の日程について、まず執行側の皆さんに条例の一部改正、補正予算及び一般議案等の審議において、早く結審して欲しいといった審議日程の要望があるか伺いたいと思う。

副町長：審議を急いでいただきたいものがある。議案第29号の損害賠償の額の決定及び和解についてであるが、これが議案第4号から9号の一般会計補正予算以下6会計の補正予算とセットとなるけれども、賠償金の支払いを早くしたく、できれば初日に議案第29号と議案4号から9号の補正予算について、初日をお願いしたいということである。

委員長：それでは、今要望があった件について、初日に審議するということについてよろしいか皆さんのご意見を伺いたいと思う、よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：それでは、それを踏まえた上で事務局から日程について説明を願う。

議会事務局長：今のご説明を受けて、およその日程を組んだので説明する。会期初日3月6日10時開会である。開会前、議運委員長より運営についての委員長報告をしていただく。開会後は町政の執行方針、それから教育行政執行方針をまず行う。その後、条例の制定議案第10号の新設条例について総務産業常任委員会へ付託する。それから、新年度予算の関連条例議案13、14、16、17号、それから一般会計以下6会計の新年度予算については、一括議題としてそれぞれ特別委員会

への付託を行う。議案23から28号の新年度予算である。それから専決処分の承認1件、次に補正予算と関連条例ということで、初日審議の要望があった議案第29号と4号から9号までを一括議題として初日に審議したいと思う。それから、議会関係としては総務産業、厚生文教常任委員会からの所管事務報告をする。本会議終了後に1回目の予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選、それから審議日程方法を決定する。正副委員長の決定に関しては本会議再開時に報告する。それから3月7日から10日は休会にしたいと思う。11日月曜日一般質問、12日一般質問、2日間で一般質問を行いたいと思う。翌13日から15日、15日は午後からになるが、予算審査特別委員会、予備日として18日を設定している。16日、17日は休会、19日火曜日に再開し最終日であるが、条例制定にかかる総務産業常任委員会からの報告をいただいて採決する。予算審査特別委員会の審査報告をいただいて、新年度関係条例及び新年度予算について採決をする。条例の一部改正、議案の11、12、15、18、19、20、21、22号について本会議で採決する。人事案件議案32号について、その他の議案30、31、33号について審議採決する。議会側からとしては、条例制定、議員提出議案第1号について、請負の状況の公表に関する条例の制定についてを審議する。最後、所管事務調査の申し出という形で行いたいと思う。以上が審議の予定である。

委員長：今説明あった分について、審査の日程についてそれでよろしいか確認をしたいと思う、よろしいか。

只野委員：昨年、15日に卒業式があって、それでどうのこうのという話があったと思うけれども、今年はどうなのか。

議会事務協調：先ほどご説明したように、15日は午後からというのは、午前中卒業式があるので、午前中は予算委員会を開かないで、午後からということである。

④陳情、請願、意見書等について

⑤予算審査特別委員会における資料の申出について

委員長：最終的には一般質問の通告を受けて、追加議案等の確認も行わなければならないが、次回の委員会で決定するというにしたいと思う。会期は3月6日から19日までの14日間の予定である。陳情、請願、意見書については現時点では予定なしである。それから、予算審査特別委員会における資料の申し出については、昨年度は特別委員会での効率的な審査を行うため、基本的な内容は各課に行うなど事前に準備して質疑に臨むこととし、非公式ではあるけれども、質疑に必要な資料についてはあらかじめ申し出ていただいて、まとめて提出を受

けている。本年度においても同様とするか確認をしたいと思うが、これについてもよろしいか。

深沼委員：資料提出してもらうのに、いつまでかというのを。

委員長：これは、都合もあろうかと思うけれども、3月6日の初日までに申し出をしていただきたい。12日中に事務局の方で取りまとめていただいて、3月13日の予算委員会の初日までの配布でよろしいかということを確認したいと思う。他になければこれで執行側に退席していただく。暫時休憩する。

【休憩 10：32】

【説明委員退席：10：32】

【再開 10：32】

## (2) 清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定、清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。議会側として清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定、清水町議会議員請負の状況の公表に関する条例施行規定の制定についてを出すわけであるが、地方自治法の改正に伴って令和6年4月1日施行に向けて本定例会に議員提出する条例案及び施行規則について確認をしたいと思う、手元の資料をご覧いただきたいと思う。事務局より説明を願う。

議会事務局長：1月の議会運営委員会、12日の全協議会でも方針についての説明をさせていただいている。その後、総務課文書担当とも協議して、最終的な決裁を終了した。若干前回説明したところから修正等もあるので、改めて内容を確認していただきたいと思う。条例についてはほぼ同じ内容である。前会計年度分について6月1日から30日のまでの間で該当があった場合は報告をいただくという内容である。これについては一覧表の作成、公表、保存、閲覧に供するという内容になっている。新設条例ではあるけれども、従来どおり議員提案については先に協議いただくので、所管委員会への付託は行わないで最終日に提案採決していきたいと考えている。条例の施行規程であるけれども、規程であるので、議長決裁で決定するところであるけれども、条例を補完するということで報告様式等を定めている。公表についても具体的にいつどこで閲覧するのか、公表を請求する場合の費用等の部分についても、今回改めて別表という形で費用の部分の明記する形に変更したところである。前回説明した時に曖昧な説明があったと思うけれども、あくまでも個人として請負をした場合の報告である。

会社の場合は主たる業務の場合なので、会社の事業全体の半分を超える場合は主たるということになるので、あくまでも個人として請負した場合に報告していただく。もし請負がなければ報告はしていただくことなく結構ということで、改めてその部分を整理確認していただきたいと思う。

委員長：なければなくて結構という話であった。前はなかった時は0円を出してという話だったけれども、それがなくなったということ。この件に関して皆さんから何かあるか。

只野委員：認識が違ったのかもしれないが、個人の請負といわれたので、会社でやっている分は関係ないと、そうしたらほとんど関係ないと。

議会事務局長：改正前は、全く個人は請負ってはだめであった。会社は主たる業務ということで、だいたい半分を超える場合は役場からの請負が主たる業務になっているということだった。今回の改正で300万円まで個人でも請け負っていいということになったから、それを確認するという条例の趣旨であるので、個人で請負っているという部分の報告を規定するものである。

### (3) 令和6年度町議会定例会日程（予定）について

委員長：他になければこの形で進めてまいりたいと思う。次に、令和6年度町議会定例会の日程予定であるけれども、皆さんの手元にカレンダーが配布されていると思う、これは事前に執行側とも打ち合わせが済んでいるというものである。定例会についてはこれまで第2火曜日開会を念頭に日程調整しているけれども、各種の行事や秋祭り、国民の祝日などがあるため、別紙のと通りの予定としたいということである。あくまでも現段階での予定であるので、議会側、執行側で不都合が生じた際はその都度協議しながら実施していくということになると思うが、この日程でよろしいか。

(「はい」との声あり)

### (4) 議員研修の受講希望者の確認について

委員長：確認をしたので、後の全員協議会でも報告したいと思う。3番目であるが、議員研修の受講希望者についての確認である。議員研修の充実を図るため、道外の研修所、例えば国際文化アカデミー、市町村アカデミー等の研修に議員を派遣

している。今年度はすでに希望者募集を実施済みであるけれども、議員派遣の議決を取る関係上、全員協議会において希望者5名について再確認をしたいと考えている。詳細について事務局より説明を願う。

議会事務局長：こちらについては、あらかじめ予算との兼ね合いもあったので、あらかじめ希望者を取らせていただいた。その結果5名の方から希望があった。その方々について変更があれば、申し込みがそろそろ始まるので、改めて全員協議会の方で確認をしていきたいと思う。予算の方はこの人数分は確保しているので、令和5年度、結果的に参加者がいなかったということで、令和6年と7年で議長以外の12名が行けるようにということで、一応6名ずつの予算取りをしているので、今年行かなかった方については来年という形で、最終年は行かないと、任期近いのに研修行ってという批判等もいただくので、6年度と7年度で行けるようにという形で、今年についてはすでに希望をとって5名という形であるので、全員協議会で改めて確認させていただきたいと思う。

#### (5) 令和6年度議会運営委員会所管事業の取り組みについて

##### ①議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：次に令和6年度議会運営委員会所管事業の取り組みについて、議会報告会と町民との意見交換会について、昨年は10月末に開催、開催方法をグループディスカッション方式に変え、参加者アンケートでは概ね良い評価であったということである。開催時期、開催方法、時間、場所については、令和5年度の実施方法を基本にすることで良いかということをご皆さんに確認願いたいと思うがいかがか。

川上委員：これについては、2番目の模擬議会もそうであるが、議会の活性化の中で深く議論した方がいいと思う。だから今この場でどうのこうのではなくて、今後の中で進めたらいいと思う、日程を別として。

深沼委員：去年初めて少人数での意見交換会ということでやったわけであるけれども、実際ある程度評価されている方もいる中で、今回もそういう形で持っていくのか持っていないのかの話も必要ではないかと思うけれども、前は議運で項目等を決めたけれども、今回は総務産業、厚生文教に分けた中で、それに沿ってどういった部分の意見交換会をするか、出してもらった中でやった方がいいのではないかなと思う。

川上委員：そういう意味でもう一回活性化の中で議論してやろうということでもいいと思う。

今回は議運の中でテーマも全部決めて、全員協議会の中で揉めたので、テーマも含めて、方法も含めて確認をして、議論して、全員協議会に諮って、全体の中で確認した中で進めるということだと思います。

委員長：川上委員からは議会活性化の議論の中で進めてはどうかという考えが出ているけれども、私としてはすでに実施していて、これからもやっていくことになっている議会報告会と町民との意見交換会、模擬議会については、議会運営委員会の中で、活性化の議論も大事であるけれども、この2つに絞って議題としながら方法を決めていかなければならないというように思っている。議会活性化という幅が広がってしまうので、この個別の案件についてどうするかということ個別具体的に考えていく方が実際に今年またやることになるし、全体の中で議論していくというよりは、個別に取り扱いしていかなければならないテーマだと、日程もあるし、テーマもあるし、ただここで全部決めるという事ではなくて、もちろん全員協議会に諮りながら決定していくということは当然だと思ふ。そのように進めたいと思ふ。

議会事務局長：今色々お話出たので、方法、やり方等のもちろん協議は必要であるけれども、新年度も実施していくということで、そういう方向性の確認をしていただければということである。例えば模擬議会やめましようという方向性がもし出るのであればそうしなければならないし、基本的な方向性としてこの2つについては新年度もやっていくという方向性の確認だけで、具体的な部分は当然協議しながら進めていくということによろしいと思ふ。

只野委員：私も橋本委員長と同じ考え方でいいと思ふ。

中河委員：私も2つについて実施をするのでいいと思ふ。

川上委員：こだわるわけではないけれども、活性化の議論が始まらない中でこれだけ別でやるというのはおかしいことだと思ふ。意見交換会と云って、町民との今回意見交換会であるけれども、色々な方法があると思ふ、例えば商工会やPTAとか、農業団体とかそれぞれと意見交換会をやるとか、色々な方法、そして模擬議会も高校生だけではなくて、例えば中学生とやるとか、そういう方法なんか議論していかないといけないと思ふ。そういう部分で活性化をスタートさせて、活性化の中で最初の議論としてこれをテーマとしてやっていくということであれば問題ないと思ふけれども、活性化と切り離してやるというのはおかしいと思ふ。あくまでも活性化の中の一つのテーマとして、活性化の中で議論していく中身だと思ふ。これだけ別々というのは、議会モニターの関係もあるし、色々関係するのはまだまだあるので、これだけを抜き取ってやるって

うのはやり方としておかしいのではないかと、活性化の中でやるべきだと私は思う。

深沼委員：この部分に関しては、皆さんやるという意向で多分いいと思う。その中で議会活性化の部分をやっていかなければならないので、そこでそういった話を集まった時にすればいいのではないかと思うけれども、これ自体はやるという形でその他にも何かやるべきことがないか、議会活性化するために何かないかという話をすればいいのではないかと思う。

委員長：議会報告会と町民との意見交換会、これから話をするけれども模擬議会について、これを実施するというをまず確認をしたいと思うがいかがか。

（「はい」との声あり）

## ②模擬議会について

委員長：ではそのように進める。日程もそれぞれ腹積もりがあるだろうし、あまり先延ばしもできないので、大まかに予定をこれからも組みながら進めたいと思う。次に模擬議会についてであるが、令和2年から昨年まで一般質問形式で清水高校の模擬議会を開催してきたけれども、令和6年度事業について高校側と内容等について協議していくということで確認したいと思うがよろしいか。

川上委員：これも活性化の中でやればいいと思うけれども、今までの議論の中で、3年生ではなくて2年生を対象にするという話を多分していたと思う。そこら辺の議論もしないとならないと、一応話だけしておく。

委員長：これに関しても昨年も出ていたけれども、何年生がやるか、こちらでもし決まって要望を出すということもあるかもしれないけれども、清水高校の授業の時間割の中でやるということになるので、相手方の意向も尊重しながらやっていかなければならないことだと考えているので、その協議の中で決めていきたいと思う。

議会事務局長：授業との兼ね合いで、3年生の総合の時間の中でのカリキュラムで地域学習のところを取れるのが3年生ということで、それでやってきたと思う。だから学校側と話してみないとわからないけれども、それが2年生のカリキュラムになるのかどうか含めてというところはあるので、まずは年度初めに議長と委員長で話をし、新年度のやり方についてまずは方針固めてという形。それと

先程川上委員が言ったように、中学生という話もあるけれども、なかなかそこはすぐ今年度というわけにもいかないと思う。もしやるのであれば、これから学校にもそういうところなので、もし他の段階にもしやるとすれば、今年そこに投げかけてやるということも必要だと思う。

## (6) その他

委員長：活性化は常に活性化させていかなければならないと思っているが、高校も人事異動がまだこれからあるかもしれないし、それも含めてまずは高校へ行って挨拶をして協議してくるということで進めてまいりたいと思う。その他についてであるが、私の方から1点、先日議長とも話させて頂いたが、議会活性化についての協議を、議会運営委員会を開催した時に、その他で協議するというのはなかなか時間的に半端になってしまったりということが多々あるので、議会活性化というテーマで月に一度議会運営委員会を開いて進めていかないと進まないという話はさせてもらった。皆さん大変とは思いますが、3月から議会活性化のための議論というのを独立した項目で開催してまいりたい、3月は会期中になるのかこれから考えなければならぬけれども、そのような形で進めてまいりたいと思うがいかがか。

(「はい」との声あり)

委員長：その他皆さんの方から何かなければ、本日の議会運営委員会を終了する。

【閉会 10:58】